

ウエストロージャパン リーガルセミナーのご案内

経営戦略セミナー

「債権法改正中間試案の重要ポイント徹底解説」

~企業経営に影響を与えうる事項を中心に、基礎から丁寧に分かり易く解説~

講師 森·濱田松本法律事務所 弁護士 足立 格/児島 幸良

現在、法務省法制審議会において債権法改正に向けた議論が着々と進んでおり、本年2月には中間試案が決定されることとなっています(平成24年2月21日現在)。中間試案 は、改正の方向性を示すものであり、そこで示された方向性に沿って更に議論が深められ、要綱や法律案へと繋がっていくことになります。普段余り気にすることがありま せんが、日常の企業取引は、私法の根本法たる民法(債権法)によって規律されています。したがって、債権法が改正されれば当然、企業取引、ひいては企業経営にも重大な 影響が生じ得ます。本講座では、かように重要性の高い中間試案の重要ポイントを、法律を学んだことのない方でも理解できるよう、一からかみ砕いて分かり易く解説します。

> В 時:2013年4月3日(水)

> > セミナー 14:15~17:30(13:45開場)

場:トムソン・ロイター 赤坂オフィス セミナールーム

東京都港区赤坂 5-3-1 赤坂Bizタワー30階

http://www.biztower.net/access/img/access.pdf

主 催:ウエストロー・ジャパン株式会社

定 員:50名(申込締め切り 2013年3月26日)

申し込み多数の場合は、抽選の上、受講券発行となります。

込 先:Webサイトよりお申し込みください。

http://www.westlawjapan.com/event/seminar/130403.html

参 加 費:無料

本セミナーは、企業の法務部門のご責任者ならびに実務ご担当者を対象としています。

個人のお客様や同業者(社内弁護士を除く)の方につきましてはご参加をお断りしますので、予めご了承ください。

応募多数の場合は抽選にて決定しますが、抽選の際は、一社につき2名様までとさせていただきます。

申込多数の場合は抽選の上、3月28日までに当落通知をご登録のメールアドレスにお送りします。

プログラム

14:15~15:15 これまでの議論状況と今後の見通し

中間試案の重要ポイント 1 主として契約締結段階で問題となる論点

Westlaw Japanを使った法改正の実務対応 15:15~15:45

コーヒーサービス

15:45~16:45 Ⅱ 中間試案の重要ポイント

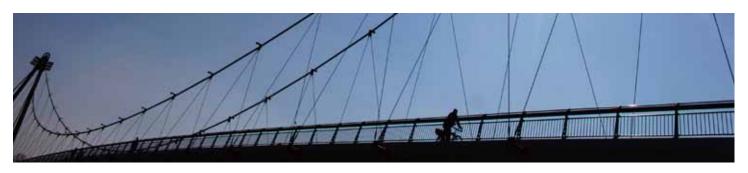
主として契約継続段階で問題となる論点(契約各論を含む) 主として契約終了・債権回収段階で問題となる論点

16:45~17:30 個別質問および名刺交換

プログラム内容・時間は都合により変更される場合があります。







経営戦略セミナー

「債権法改正中間試案の重要ポイント徹底解説」***#2月には中間試案が決定されることとなっています(平成24年2月21日現在)

~企業経営に影響を与えうる事項を中心に、基礎から丁寧に分かり易く解説~

プログラム

14:15~15:15 I これまでの議論状況と今後の見通し

Ⅱ 中間試案の重要ポイント

1 主として契約締結段階で問題となる論点

(1) 約款(組入要件、定義、不意打ち条項、変更)

(2) 不当条項規制

(3) 情報提供義務(誠実交渉義務も含む)

講師:森·濱田松本法律事務所 弁護士 足立格

15:15~15:45 Westlaw Japanを使った法改正の実務対応

コーヒーサービス

講師:ウエストロー・ジャパン株式会社 コンサルティンググループ マネージャー 上田 茂斉

15:45~16:45 Ⅱ 中間試案の重要ポイント(つづき)

2 主として契約継続段階で問題となる論点(契約各論を含む)

(1) 債権譲渡(譲渡禁止特約、対抗要件、将来債権譲渡)

(2) 事情変更の原則、不安の抗弁権

(3) 金銭消費貸借契約、法定利率

(4) 賃貸借契約(賃貸人たる地位の移転、

賃料の増減請求権、賃貸借終了時の原状回復義務) (5) 消費者契約の特則

(5) 保証(根保証の規律の拡充、保証人保護の方策)

3 主として契約終了・債権回収段階で問題となる論点

(1) 債務不履行(帰責事由、金銭債務の特則)

(2)解除(要件)

(3) 相殺(法定相殺と差押え) 講師:森·濱田松本法律事務所 弁護士 児島 幸良

16:45~17:30 個別質問および名刺交換 (4) 時効(時効期間、時効障害) (5) 継続的契約(解消の要件)

(4) 意思表示論(不実表示)

(プログラム構成・内容は変更となる場合があります。予めご了承ください)

講師紹介 森·濱田松本法律事務所

弁護士 児島 幸良(こじま ゆきなが)

京都大学法学部卒業、同大学院法学研究科修士課程修了。1997年弁護士 登録。2002年アメリカ合衆国ハーバード・ロースクール卒業。2003~04年 金融庁総務企画局企画課出向(金融法、会社法担当)。2008年日本監査役 協会、ケース・スタディ委員会専門委員。2009年~早稲田大学大学院 法務研究科教授(金融法、企業法、民法担当)。2010年~中央大学法科 大学院兼任講師(企業金融と法)。2010年特定非営利活動法人証券・ 金融商品あっせんセンターあっせん委員。日本証券業協会外務員等規律 委員会委員。2010年法務省委託調査研究(受託者:株式会社商事法務) 新種契約についての裁判例の動向に関する調査研究。2011年東京三 弁護士会金融ADRあっせん人・仲裁人。2012年消費者庁受託研究(受託者: 株式会社商事法務)平成23年度消費者契約法(実体法部分)の運用状況に 関する調査研究報告。金融法務(金融取引法及び金融規制法)、消費者 関連法、コンプライアンス、会社法、危機管理等を主たる業務分野としている。

弁護士 足立格(あだちいたる)

2001年司法試験合格、2002年3月東京大学法学部(私法コース)卒業。 2003年弁護士登録と同時に森·濱田松本法律事務所入所。同22年中央 大学法科大学院兼任講師(企業金融と法)、同年早稲田大学法科大学院 寄付講座招聘講師。同年一般社団法人保険オンブズマン紛争解決委員。 2010年法務省委託調査研究(受託者:株式会社商事法務)新種契約について の裁判例の動向に関する調査研究。2012年消費者庁受託研究(受託 者:株式会社商事法務)平成23年度消費者契約法(実体法部分)の運用 状況に関する調査研究報告。同事務所入所以来、企業間取引・企業間紛争 に広く携わっており、金融法務(金融取引法及び金融規制法)、商事紛争 案件、債権回収案件、知的財産関連案件等を主たる業務分野としている。

ウエストロー・ジャパン株式会社

コンサルティンググループ マネージャー 上田 茂斉 (うえだしげなり) 法律事務所、大手企業、官公庁、大学・法科大学院を対象に〈Westlaw Japan〉および〈Westlaw International〉を中心に据えたリーガルリサーチ 関連の講習及びトレーニングセミナーを担当。

ウエストロー・ジャパン株式会社

商品詳細: www.westlawjapan.com お問い合せ: info@westlawjapan.com 0120-100-482 (月〜金9:00〜18:00)





ウエストロー・ジャパン株式会社は、新日本法規出版株式会社とトムソン・ロイターの合弁会社です。

